

公 示

小学公示第 1 号
令和4年6月27日

幹部特修課程学生に対する税務会計教育の部外委託契約希望募集要項

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 中山 浩明

幹部特修課程学生に対する税務会計教育の部外委託契約を希望する者は、下記により応募してください。

記

1 公募に付する事項

幹部特修課程学生に対する税務会計教育の部外委託

(1) 教育内容等

ア 目 的

所得税及び相続税等に関する税務知識を教育して、税務に関する識能について概要を修得させることを目的とする。

イ 教育予定時期（基準）

令和4年7月27日（水）、細部日時については調整

ウ 教育時間

計21時間（時間配分は官側との調整による。）

エ 教育内容・配当時間

(ア) 所得税 14時間

a 概要及び演習

b 制度上の問題点

(イ) 相続税 3.5時間

a 概要及び演習

b 制度上の問題点

(ウ) 贈与税 3.5時間

a 概要及び演習

b 制度上の問題点

オ 教育場所

陸上自衛隊小平学校（細部は別示）

カ 被教育者

7名（基準）

(2) 使用教材等

教育で使用する教育資材は、パソコン、プロジェクター、スクリーンを除き契約相手方が準備するものとするが、細部は官側との調整による。

契約相手方が作成し配布した教材資料については、官側に帰属する。

(3) 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

(4) その他

ア 教材資料の事前確認

教育開始前に教材資料1部を提出し、官側の確認を受ける。

イ 教育成果報告書の提出

教育終了後、すみやかに教育成果報告書1部を提出する。

ウ 官有設備の使用

官有設備を使用する場合は、官側の許可を得て使用するものとする。

エ 細部調整事項

細部は、官側との調整を実施するものとする。

オ 教育終了後の質疑応答

受注者は、講義終了後（令和5年3月31日までの間）において、教育内容に対する被教育者の質問に応答するものとする。その際は、官側の担当者を通じて実施する。

2 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和4・5・6年度「役務の提供」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から競争契約における参加資格を停止されていない者

- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

- (7) 公募しようとする事業の実施及び体制を保証できる者

3 参加条件

- (1) 本事業を効率かつ効果的に実施できる経験、能力を有していること。

- (2) 本事業の遂行に必要な講師の要件に合致すること。

講師の資格については、税理士相当の能力を有する者とし、教育開始前に講師（代理の講師等を含む。）を指定しておくとともに、事前に官側の承認を得るものとする。

4 説明会

実施しない。

5 公募参加申込みに関する手続等

(1) 申込先及び参加表明書提出先

陸上自衛隊小平学校総務部会計課
(第10項「問い合わせ先」参照)

(2) 申込受付期間

令和4年6月27日(月)～令和4年7月15日(金)午後5時00分まで
(直接提出する場合は休日、土・日を除く。)

(3) 参加申込に必要な提出書類等

ア 資格審査資料

(ア) 参加表明書 1部(様式は別紙のとおり。)

(イ) 資格審査結果通知書(写し) 1部

イ 技術審査資料

(ア) 会社概要及び講師の資格に関する資料 1部

(イ) 本事業を効率的かつ効果的に行うための提案書 1部

(ウ) 使用を予定するテキスト・教材等に関する資料 1部

ウ 技術資料の審査等

(ア) 技術資料の提出者は、官側から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(イ) 技術資料の提出者は、官側から調査のための協力依頼があった場合には、事業所等への立入りを含め業態調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力を有し、競争に参加させることが適当と認められた申込者に対して審査合格の通知を行う。その他の申込者に対しては審査不合格の通知を行う。

7 疑義の申立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口 陸上自衛隊小平学校総務部会計課契約班

イ 時間 直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時15分から午後5時00分まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立てについては、書面による回答を受理した日から3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり次の(1)から(5)について同意した上で応募する。

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。また、他の調達要求に係る公募若しくは入札への参加を停止することがある。

(2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者の応募は無効とする。

- (3) 資料等の作成、提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出資料は、原則として返却しない。
- (5) 提出した資料の内容に変更を生じた場合は、7月15日（金）午後5時までに変更の届出をしなければならない。

9 駐屯地への立入に係る注意事項

- (1) 駐屯地への出入門については、所要の手続きをとること。
- (2) 現在、当駐屯地においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、立ち入りの際、検温を行い、体温が37.5度以上あった方の立ち入りをお断りしています。事前に熱がない事を確認の上、お越し下さい。

10 問い合わせ先

〒187-8543 東京都小平市喜平町2-3-1
陸上自衛隊小平学校総務部会計課 契約班（担当：宮岡）
TEL：（代表）042-322-0661 内線347
FAX：（直通）042-321-0664

小平駐屯地HP



参 加 表 明 書

(事業名) 幹部特修課程学生に対する税務会計教育の部外委託

標記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 中山 浩明 殿

令和4年 月 日

住 所
電話番号
提出者名 (商号等) (会社名等)
代表者 (役職名) (氏 名) 印